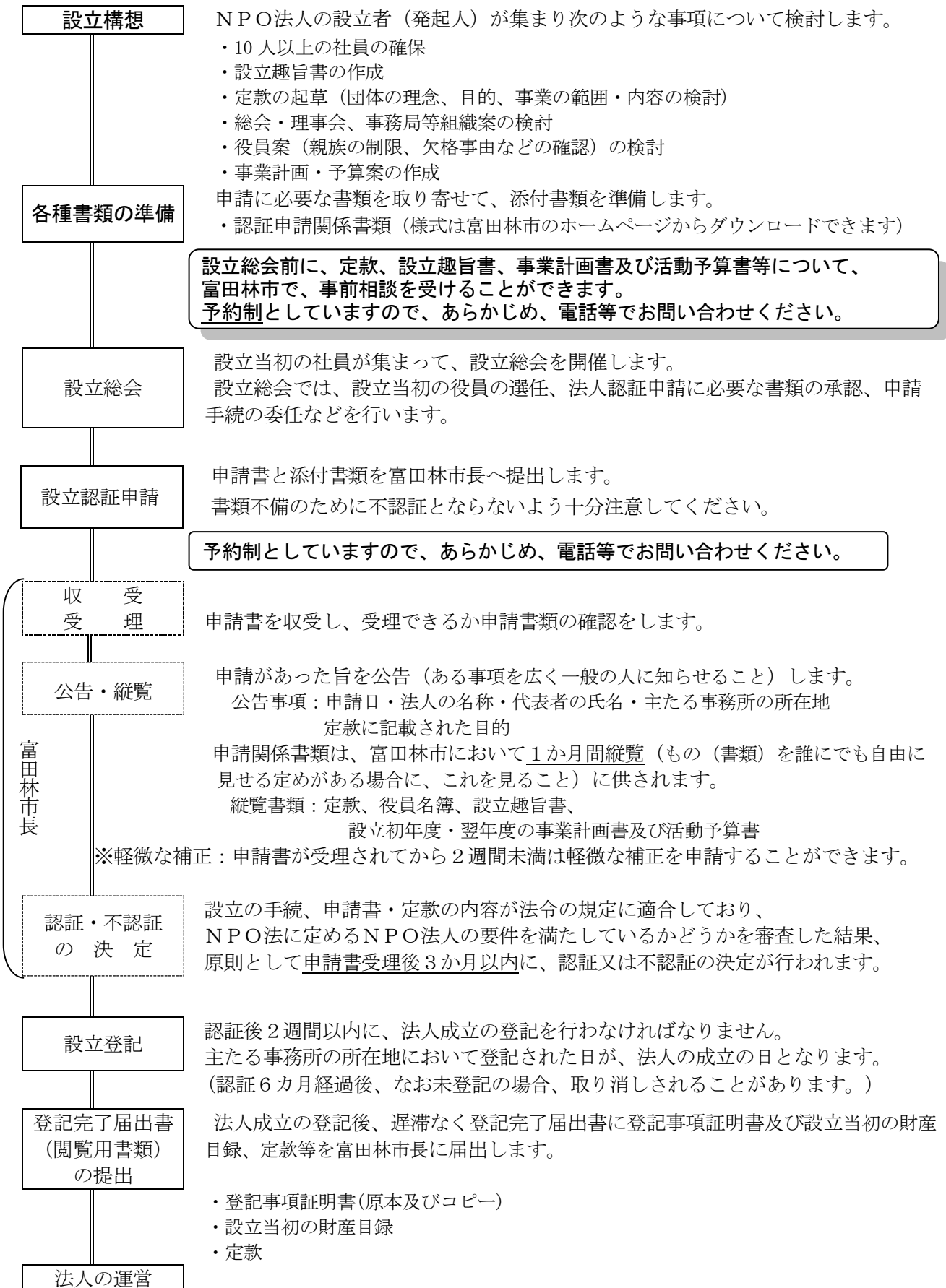




～NPO法人の設立認証申請手続の流れ（富田林市版）～

1 申請のフローチャート



2 申請に必要な書類

順番	書類の名称	部 数
1	特定非営利活動法人設立認証申請書 (様式第1号(第2条関係))	1 部
2	定 款	2 部
3	役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員について報酬の有無を記載した名簿)	2 部
4	各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本(コピー)	1 部
5	各役員の住所又は居所を証する書面	1 部
6	社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面	1 部
7	法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面	1 部
8	設立趣旨書	2 部
9	設立についての意思の決定を証する議事録の謄本(コピー)	1 部
10	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2 部
11	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 (※当分の間収支予算書による提出も可)	2 部

※上記の提出書類に補正が必要な場合の提出書類(軽微なものに限ります)

- ・補正書(様式第2号(第2条関係))

☆ 様式

- ① 1は、富田林市の規則により定められている様式(法定様式)で作成してください。
 - ② 2から11(5除く)については、様式の指定はありませんが、各ページに必要事項を記載した様式例を示していますので、参考にしてください。
 - ③ 5の住所又は居所を証する書面(住民票等)は、申請日前6か月以内に発行されたものに限ります。
 - ④ 4、9については、原本は団体が管理すべき書類であり、提出するのは、謄本(コピー)でかまいません。(原本証明は不要です。)
 - ⑤ 書類はすべてA4で作成してください。(官公署が発給する書類を除く。)
- ※ 書類は、この順に並べて、綴じないで提出してください。
 - ※ 申請にあたって提出した書類は、控用としてコピーを手元に持っておいてください。
 - ※ 申請時には、修正がある場合がありますので、申請者印を持参してください。
 - ※ 様式・様式例は、富田林市市民協働課のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/public/section/fureaikouryuu/toppage.html>

☆ 申請書類の提出部数

縦覧に供する書類 (2、3、8、10、11) は2部、その他は1部です。

◎上記の内容は、富田林市内のみに事務所を設置する団体向けに記載しております。市町村によっては、内容が異なることがあります。